

令和6年度

玉名市観光施設群の一体的運営に向けた
官民連携手法導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル募集要領



令和6年7月2日

玉名市 産業経済部 観光物産課

1. 目的

この要領は、玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的を果たすために、財務・経営に関する知見及び技術的知見の観点から最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務

(2) 業務内容

『玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）まで

(4) 委託見積限度額

10,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 受託者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定するものとする。

4. 参加資格要件

本公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (4) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領（平成17年10月3日告示第103号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役もしくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (8) 1 者での参加であること。複数社での参加（JV、再委託）は認めない。ただし、業務の一部について、市がやむを得ないと認め承認した場合は再委託することができる。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (10) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に完了した、官民連携に関する同種業務（①PPP/PFI 事業における事業収支分析業務（VFM ではない）、②PPP/PFI 事業者選定支援業務、③PPP/PFI 導入可能性調査業務）の実績を有する者であること。
- (11) 業務責任者及び業務主任者は 3 か月以上の雇用されている者で、同種業務の実績がありかつ技術士（総合技術監理部門・都市及び地方計画）または公認会計士の資格を有している者を配置すること。

5. 公募スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりとする。

項目	実施期間または期日
公募型プロポーザル開始	令和 6 年 7 月 2 日（火）
参加表明書提出期限	令和 6 年 7 月 8 日（月） 17 時必着
質問書提出期限	令和 6 年 7 月 10 日（水） 17 時必着
質問への回答	令和 6 年 7 月 16 日（火）
提案書等の提出期限	令和 6 年 7 月 22 日（月） 17 時必着
提案プレゼンテーション	令和 6 年 7 月 26 日（金） 予定
審査結果通知	令和 6 年 7 月 31 日（水） 予定
契約手続き	令和 6 年 8 月上旬頃

6. 参加表明書の提出

本公募に参加を希望する者は、参加表明書（様式第 1 号）を作成し提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 7 月 8 日（月） 17 時必着

(2) 提出方法

電子メールにより、「15. 提出・問合せ先」記載の窓口へ提出すること。

電子メールの件名は「【参加表明】玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

7. 業務等に関する質問及び回答

本公募における質問及びその回答について次のとおり行うため、「6. 参加表明書の提出」に記載の参加表明書を提出した者で、質問がある場合は質問書（様式第7号）を提出すること。

（1）提出期限

令和6年7月10日（水） 17時必着

（2）提出方法

電子メールにより、「15. 提出・問合せ先」記載の窓口へ提出すること。

なお、電子メールの件名は「【質問書】玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

※ 電話、ファックス、来庁等、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※ 参加表明書（様式第1号）を提出していない者からの質問は受け付けない。

（3）質問への回答

質問及び回答は、令和6年7月16日（火）を目途に、参加表明書（様式第1号）を提出した全ての者（質問書（様式第7号）の提出有無に関わらない）に対して電子メールで連絡する。

なお、質問の回答は、募集要領等の補足又は修正事項とみなす。

8. 提案書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること。

（1）提出書類

ア 提案書（様式第2号） 1部

イ 法人概要調書（様式第3号） 1部

ウ 法人の概要が分かる資料（パンフレットなど任意） 1部

エ 法人業務実績調書（様式第4号） 1部

※実績に係る業務委託契約書の写しを添付すること

オ 業務実施体制調書（様式第5号-1、2、3） 1部

※業務責任者及び業務主任者の雇用証明（保険証等の写し）、資格証明書の写し、実績に係る業務委託契約書を添付すること

カ 提案書（本編）（様式第6号） 正本1部、副本5部（コピー可）

※提案内容の詳細は次に示す5つのテーマについて、様式第6号を使用してそれぞれA4片面1枚に記載すること

<提案テーマ>

テーマ1	業務実施方針について
テーマ2	業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について
テーマ3	本事業の調査等の具体的な進め方について

テーマ4	本事業で想定される事業手法とその留意点について
テーマ5	財務・経営的観点からみた公共施設等の今後のあり方について

※副本については、参加者名及び参加者名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

キ 見積書（任意様式） 1部

見積書は見積内訳の分かるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

※上記ア～キのすべての書類について押印は不要

(2) 提出期限

令和6年7月22日（月） 17時必着

(3) 提出方法

「15. 提出・問合せ先」記載の窓口に直接持参または郵送すること。

郵送の場合は必ず配達記録が残る方法を用いることとし、提出期限までに必着のこと。また、郵送した旨を電話にて連絡すること。

9. プロポーザルの途中辞退

参加表明書（様式第1号）提出後に本公募への参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を「15 提出・問合せ先」記載の窓口に遅延なく電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【辞退届】玉名市観光施設群の一体的運営に向けた官民連携手法導入可能性調査業務委託（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

10. 審査

提案書等の提出を受け付けた者を対象として審査会を開催し、審査を行う。

- ・審査は、「評価基準表」に基づき、書面及び提案者のプレゼンテーションにより実施する。
- ・プレゼンテーションは以下を予定しているが、詳細が確定次第、対象者へ個別に電子メールにて通知する。

実施日：令和6年7月26日（金）

場 所：玉名商工会館5階多目的ホール

発表時間：1者25分（説明15分、質疑応答10分）

留意事項：①出席者は、業務責任者及び業務主任者を含む3名以内とする

②説明は提出された提案書（副本）に基づいて行うこととし、提出された提案書（副本）以外の資料の配布・投影等は認めない

③プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと

- ・各審査委員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。ただし、評価点の合計が同点となる者が複数いた場合は最も高い評価点を、一番多く得た者を受託候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により受託候補者を決定する。
- ・審査委員の評価点の平均点が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。
- ・審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定する。
- ・提案が多数あった場合は、事前審査で数社を選定してプレゼンテーションを行う。

1 1. 審査結果の通知

審査結果は、令和6年7月31日（水）を目途に提案者に通知及び玉名市ホームページに掲載し公表する。なお、審査及び選定結果に関する異議等は受け付けない。

1 2. 契約の締結

- (1) 契約については、受託候補者を相手方とし、仕様書と提案内容に基づく協議調整を行い、詳細な仕様を定め、随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次点数の高い順番で交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

1 3. 失格条件

参加者が、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、契約締結に至っている場合は、参加者の帰責事由によるものとして契約を解除する。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) その他受託候補者として不適格と市が認めるとき。

1 4. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不相当と認められる事項が生じた場合は、契約を締結しない、または締結済みの契約を解除することがある。

- (3) 提案書は1者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (6) 参加者から提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を使用できるものとする。

15. 提出・問合せ先

玉名市 産業経済部 観光物産課 観光政策係 担当：大倉・笠原

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬 290-1 玉名商工会館 2階

TEL : 0968-73-2222

Mail : kanbutsu@city.tamana.lg.jp

評価基準表

表 1 評価基準（実施体制・実績）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
法人業務実績	・本業務の実施にあたって有意な同種業務の実績を十分に有しているか	5
法人業務実施体制	・業務責任者及び業務主任が本業務を十分に問題なく遂行できる業務実績を有するか ・本業務を十分に問題なく遂行できる業務実施体制を構築できているか	10
業務責任者及び業務主任の資格	・本業務に携わる業務責任者及び業務主任が本業務に活かすことのできる資格（技術士（総合技術監理部門—都市及び地方計画）、公認会計士）を有するか	10
評価点の合計	—	25

表 2 評価基準（提案内容）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
テーマ 1	・本業務の背景・目的を十分に理解しているか。 ・業務の目的に合う具体的な実施方針が示されているか。	10
テーマ 2	・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか。また、的確な進捗管理が成される方法の提案であるか。	10
テーマ 3、4、5	・業務の趣旨・目的に合う具体的な提案であるか	10
	・本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか	10
	・多面的な発想・視点を持った提案であるか	10
	・実現可能性のある提案であるか	10
	・独自性を持った提案であるか	10
見積額	・提案に対して妥当な見積額となっているか	5
評価点の合計	—	75